

エディオンディスタンスチャレンジin大阪2024  
競 技 注 意 事 項

1. 本大会は、2024年度日本陸上競技連盟競技規則及び本大会申し合わせ事項、2024年WA規則・競技会における広告及び展示物に関する規程を適用し行う。

2. 競技場の受付および入場について

- ①本大会参加者の正面玄関からの入場時刻、受付開始は10時00分とする。
- ②競技者受付は、ヤンマースタジアム長居正面玄関内エントランスホールにて行う。
- ③ヤンマースタジアム長居の入場は正面玄関および正面スタンド入口とする。入場・移動の際は、発行されたADカードを携行すること。選手には《選手》ADをそれぞれ配布する。

3. ADコントロールについて

(1)本大会はADコントロールを実施する。ADカードは受付時に交付する。

☆ADの種別および配布枚数について

- ・《選手》AD → 競技者1名につき1枚とする。
- ・《チームスタッフ》AD → 競技者1名につき2枚、2～3名は3枚、4名以上は5枚とする。

(2)AD着用者の入場可能エリアについて

Y S 長居…ヤンマースタジアム長居      Y F 長居…ヤンマーフィールド長居

	選手AD	チームスタッフAD
入場可能エリア	Y S 長居→更衣室・マラソングート（招集所）、Y F 長居	Y F 長居

※チームスタッフADでヤンマースタジアム長居の競技者受付から先には入場できない。

4. 更衣について

- ①ヤンマースタジアム長居、ヤンマーフィールド長居に更衣室を用意する。
- ②更衣室は更衣のみに使用し、待機場所としての利用はしないこと。

5. 練習について

- ①大会前日（12月6日）は、12時から17時までヤンマースタジアム長居を利用することができる。  
入場の際は正面玄関から入場すること。
  - ②大会当日（12月7日）は、10時から17時45分までヤンマーフィールドを利用することができる。
- ※①②いずれも芝生への立ち入りは厳禁とするので注意すること。

6. 招集について

- ①アスリートビブスは配付されたものを使用すること。
- ②招集所はヤンマースタジアム長居マラソングート内とする。  
招集所へは競技場外側から入場すること。
- ③招集開始時刻及び招集完了時刻は競技開始時刻を基準とし、以下のとおりとする。  
招集開始時刻／当該レーススタート25分前      招集完了時刻／当該レーススタート15分前
- ④招集完了時刻に遅れた競技者は欠場するものとして処理する。
- ⑤競技者は、招集所にてアスリートビブス、競技用靴のスパイクピンや競技場内で着用するウェアほか持込みバック類の商標のチェックを受け、招集完了時刻に競技役員の指示により移動する。
- ⑥腰ナンバー標識については右腰に貼り付けること。
- ⑦スタート前に脱衣した競技者の衣類をPECR（ポスト・イベント・コントロール・ルーム）へ運搬する為、招集後に配布される袋に、衣類を入れること。
- ⑧携帯電話等、競技規則 TR6.3.2 に関わる機器を持ち込んでいないか確認を受ける。
- ⑨代理での招集は認めない。
- ⑩欠場届の提出は、以下の要領にて行う。  
欠場届については、大会HPよりダウンロードし利用する。  
大会前日まで → メールにて提出する。 提出先・・・ [Nakata.Masahide@otsuka.jp](mailto:Nakata.Masahide@otsuka.jp)  
大会当日 → 招集開始2時間前までに所定の「欠場届」をT I C に提出すること。  
T I C・・・マラソングートに設定する。

## 7. 競技について

①競技用靴については TR5.2 および競技用靴に関する規程を適用する。

②競技者が走行・歩行不能（即ち歩いたり、立ち止まったり、倒れた状態）となった場合は、本人がなお競技続行の意思を示していても、審判長（または権限を委譲された審判員）から中止を命ぜられた場合は、直ちに競技を中止しなければならない。

## 8. 抗議について

競技の結果発表は大型スクリーン及びアナウンスにて行う。

競技の結果または競技についての抗議は、結果発表から30分以内に T I C で受け付ける。

## 9. 個人情報の取り扱い

①主催者及び共催者は、個人情報の保護に関する法律及び関連法令等を遵守し個人情報を取り扱う。

なお、取得した個人情報は、大会の資格審査、プログラム編成及び作成、記者発表、公式ホームページ、その他競技運営及び陸上競技に必要な連絡等に利用する。

②本大会はインターネットで動画配信を行う。

③大会の映像・写真・記事・個人記録等は、主催者、共催者及び主催者、共催者が承認した第三者が大会運営及び宣伝の目的で、大会プログラム・ポスター等の宣伝材料、テレビ・ラジオ・新聞・雑誌・インターネット等の媒体に掲載することがある。

## 10. ドーピングコントロール

(1)本競技会は、ワールドアスレティックス(WA) アンチ・ドーピング規則および規程、もしくは日本アンチ・ドーピング規程に基づく競技会（時）ドーピング検査対象大会である。

競技会（時）検査は大会前日23時59分から検査が終了するまでの期間であり、尿又は血液（あるいは両方）の採取が行われる。検査該当者は検査員の指示に従って検査を受けること（競技／運動終了から2時間の安静後に採血が行われることもあるので留意すること）。また、上記の規則および規程の詳細内容およびドーピング検査については、JADAのウェブサイトにて事前に確認すること。

(2) 競技会（時）検査の対象となった場合、顔写真付きの身分証明書が必要となる。顔写真のついた学生証、社員証、運転免許証、または顔写真が鮮明なパスポートのコピーなどを持参すること。

(3) 本競技会参加者（18歳未満の競技者を含む。以下同じ）は、競技会にエントリーした時点で日本アンチ・ドーピング規程に従いドーピング検査の対象となることに同意したものとみなす。

18歳未満の競技者については、本競技会へのエントリーにより、親権者の同意を得たものとみなす。したがって、本競技会参加者はドーピング検査（尿・血液等検体の種類を問わず）を拒否又は回避した場合、検査員の指示に従わない場合、帰路の移動等個人的諸事情によりドーピング検査手続を完了することができなかった場合等は、アンチ・ドーピング規則違反となる可能性がある。

アンチ・ドーピング規則違反と判断された場合には、日本アンチ・ドーピング規程に基づき制裁等を受けることになるので留意すること。

(4) 上記（3）にかかわらず本競技会に参加する18歳未満の競技者は、親権者が署名した同意書を大会に持参すること。親権者の同意書フォームは、日本アンチ・ドーピング機構（JADA）のウェブサイト(<https://www.playtruejapan.org/jada/u18.html>)からダウンロードできる。

18歳未満の競技者はドーピング検査の対象となった際に、親権者の署名した当該同意書を担当検査員に提出すること。なお、親権者の同意書の提出は18歳未満時に1回のみで、当該同意書の提出後に再びドーピング検査の対象となった場合は、すでに提出済みであることをドーピング検査時に申し出ること。ドーピング検査会場において親権者の同意書の提出ができない場合、検査後7日以内にJADA事務局へ郵送にて提出すること。ドーピング検査実施時に親権者の同意書の提出が

なかった場合でも、ドーピング検査手続に一切影響がないものとする。

- (5) 本競技会参加者は、JADAクリーンスポーツ・アスリートサイト (<https://www.realchampion.jp>) などを利用して、アンチ・ドーピングについて事前に学習しなければならない。

(6) TUE申請について

禁止表国際基準で定められる禁止物質・禁止方法を病気の治療目的で使わざるを得ない競技者は“治療使用特例 (TUE)”の申請を行わなければならない。

詳細については、

日本陸上競技連盟医事委員会のウェブサイト (<https://www.jaaf.or.jp/about/resist/medical/>) 又は JADAのウェブサイト (<https://www.realchampion.jp/resources/000162.html>) を確認すること。

禁止物質・禁止方法についてTUEが付与されている場合には、その証明書 (コピーで可) をドーピング検査の際に担当検査員へ提出すること。

11. その他

- ①けが・健康上の問題等が生じた場合は、本部に連絡の上、医務室で応急処置を受けることができる。
- ②大会期間中の貴重品の保管は、各自で行うこと。更衣室・練習場を含める競技場内の盗難等の被害に対し、主催者はその責任を負わない。
- ③大会関係者が撮影した写真・ビデオは、主催者の一般社団法人日本実業団陸上競技連合に使用権限があり、SNSなど情報発信に使用する場合がある。
- ④**各種目A組の日本人最上位選手**は、フィニッシュ後にライブ配信インタビュー及びマスコミの取材に対応する。順序としては、大会役員のアテンドに従って、  
【ライブ配信インタビュー → ミックスゾーン】の順で対応をする。  
なお、日本記録等のフォトセッションが行われた場合は、その後インタビュー対応を行う。  
日本人最上位選手以外にも、ミックスゾーンを通過してから競技場外に出ること。
- ⑤ごみはすべて持ち帰ること。

**<競技場内で着用できる衣類と持ち込める物品について>**

「競技会における広告および展示物に関する規程」により、競技場内で着用できる衣類等に掲出できる製造会社名/ロゴ、スポンサー名/ロゴの大きさ、数については下記のようにになっている。事前に確認しておくこと。違反した場合にはテープ等でマスキング処置を行う。

日本陸連「ユニフォーム広告規定」リンク先 → <https://www.jaaf.or.jp/news/article/14995>